

那覇市公報

第1549号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)……………173
- 那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)……………179

◇規 則

- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………181
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(人事課) ……………190

◇告 示

- 平成23年（2011年）4月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課) ……………202
- 集金代行業務委託について(なはまちなか振興課)……………202
- 那覇市発注予定（工事）の公表について(契約検査課)……………203
- 那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について(こども政策課)……………203
- 平成23年度那覇市一般会計補正予算(第1号)(財政課) ……………204

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について(市民課)……………205
- 都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)……………205
- 住民票の職権消除の公示について(市民課)……………206

◇消防本部訓令

○那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令	206
----------------------	-----

◇上下水道局告示

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	212
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	212

◇教育委員会規則

○那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	213
○那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	215

◇選挙管理委員会告示

○選挙人名簿の縦覧場所について	220
○在外選挙人名簿の縦覧場所について	220

条 例

那覇市条例第23号

平成23年 4 月28日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) [略] (2) 医療職給料表(別表第2) ア 削除 イ～ウ [略] 2 [略] (初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 6～10 [略] 第14条 削除	(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 [略] (1) [略] (2) [略] ア <u>医療職給料表(1)</u> イ～ウ [略] 2 [略] (初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2～4 [略] 5 55歳(<u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳</u>)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 6～10 [略] (<u>初任給調整手当</u>) 第14条 <u>初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用され</u>

	<u>た職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から8年以内の期間、当該各号に掲げる額を支給する。</u> <u>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額306,000円以内で規則に定める額</u> <u>(2) 科学技術に関する専門的知識を必要とする職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額8,000円以内で規則に定める額</u> <u>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u> <u>3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第17条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定にかかわらず、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額を地域手当として支給する。</u> <u>(時間外勤務手当等の特例)</u> <u>第24条 職員が初任給調整手当の支給を受けている場合において、その者の勤務が前3条に規定する給与の支給対象となるものであるときは、第2条中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額」として前3条の規定を適用する。</u> [別表第2 別記]
<u>第17条 削除</u> <u>第24条 削除</u> [別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分	

を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)～(3) [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	237,700	323,400	390,600	467,100
2	240,200	326,500	393,500	469,400
3	242,700	329,600	396,400	471,700
4	245,200	332,700	399,300	474,000
5	247,600	335,600	402,000	476,300
6	251,400	338,900	404,800	478,500
7	255,200	342,200	407,600	480,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900
9	262,600	348,600	413,000	485,200
10	266,600	351,800	415,700	487,300
11	270,600	355,000	418,400	489,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500
13	278,500	361,300	423,600	493,600
14	282,500	365,000	426,100	495,700
15	286,500	368,700	428,600	497,800
16	290,500	372,400	431,100	499,900
17	294,300	376,000	433,400	502,000
18	297,900	378,800	435,800	504,000
19	301,500	381,600	438,200	506,000
20	305,100	384,400	440,600	508,000
21	308,800	387,300	442,900	509,800
22	312,600	389,900	445,300	511,700
23	316,300	392,500	447,700	513,600

<u>24</u>	<u>320,000</u>	<u>395,100</u>	<u>450,100</u>	<u>515,500</u>
<u>25</u>	<u>323,600</u>	<u>397,500</u>	<u>452,400</u>	<u>517,200</u>
<u>26</u>	<u>326,500</u>	<u>399,800</u>	<u>454,700</u>	<u>519,000</u>
<u>27</u>	<u>329,300</u>	<u>402,100</u>	<u>457,000</u>	<u>520,800</u>
<u>28</u>	<u>332,100</u>	<u>404,400</u>	<u>459,300</u>	<u>522,600</u>
<u>29</u>	<u>335,000</u>	<u>406,800</u>	<u>461,500</u>	<u>524,500</u>
<u>30</u>	<u>337,400</u>	<u>408,900</u>	<u>463,800</u>	<u>526,300</u>
<u>31</u>	<u>339,800</u>	<u>411,000</u>	<u>466,100</u>	<u>528,100</u>
<u>32</u>	<u>342,200</u>	<u>413,100</u>	<u>468,400</u>	<u>529,900</u>
<u>33</u>	<u>344,600</u>	<u>415,300</u>	<u>470,500</u>	<u>531,700</u>
<u>34</u>	<u>347,100</u>	<u>417,300</u>	<u>472,600</u>	<u>533,500</u>
<u>35</u>	<u>349,600</u>	<u>419,300</u>	<u>474,700</u>	<u>535,300</u>
<u>36</u>	<u>352,100</u>	<u>421,300</u>	<u>476,800</u>	<u>537,100</u>
<u>37</u>	<u>354,500</u>	<u>423,400</u>	<u>478,900</u>	<u>538,800</u>
<u>38</u>	<u>356,900</u>	<u>425,400</u>	<u>480,700</u>	<u>540,400</u>
<u>39</u>	<u>359,300</u>	<u>427,400</u>	<u>482,500</u>	<u>542,000</u>
<u>40</u>	<u>361,700</u>	<u>429,400</u>	<u>484,300</u>	<u>543,600</u>
<u>41</u>	<u>364,000</u>	<u>431,500</u>	<u>486,000</u>	<u>545,200</u>
<u>42</u>	<u>365,500</u>	<u>433,300</u>	<u>487,800</u>	<u>546,600</u>
<u>43</u>	<u>367,000</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>548,000</u>
<u>44</u>	<u>368,500</u>	<u>436,900</u>	<u>491,400</u>	<u>549,400</u>
<u>45</u>	<u>370,100</u>	<u>438,800</u>	<u>493,000</u>	<u>550,600</u>
<u>46</u>	<u>371,600</u>	<u>440,600</u>	<u>494,800</u>	<u>551,600</u>
<u>47</u>	<u>473,100</u>	<u>442,400</u>	<u>496,600</u>	<u>552,600</u>
<u>48</u>	<u>374,600</u>	<u>444,200</u>	<u>498,400</u>	<u>553,600</u>
<u>49</u>	<u>375,900</u>	<u>446,100</u>	<u>500,000</u>	<u>554,700</u>
<u>50</u>	<u>376,900</u>	<u>447,900</u>	<u>501,300</u>	<u>555,600</u>
<u>51</u>	<u>377,900</u>	<u>449,700</u>	<u>502,600</u>	<u>556,500</u>
<u>52</u>	<u>378,900</u>	<u>451,500</u>	<u>503,900</u>	<u>557,400</u>
<u>53</u>	<u>380,000</u>	<u>453,400</u>	<u>505,200</u>	<u>558,300</u>
<u>54</u>	<u>380,900</u>	<u>454,600</u>	<u>506,500</u>	<u>559,200</u>
<u>55</u>	<u>381,800</u>	<u>455,800</u>	<u>507,800</u>	<u>560,100</u>
<u>56</u>	<u>382,700</u>	<u>457,000</u>	<u>509,100</u>	<u>561,000</u>
<u>57</u>	<u>383,700</u>	<u>458,200</u>	<u>510,300</u>	<u>561,900</u>
<u>58</u>	<u>384,600</u>	<u>459,200</u>	<u>511,200</u>	<u>562,800</u>
<u>59</u>	<u>385,500</u>	<u>460,200</u>	<u>512,100</u>	<u>563,700</u>
<u>60</u>	<u>386,400</u>	<u>461,200</u>	<u>513,000</u>	<u>564,600</u>
<u>61</u>	<u>387,300</u>	<u>462,100</u>	<u>513,900</u>	<u>565,500</u>

<u>62</u>	<u>387,800</u>	<u>462,800</u>	<u>514,800</u>	<u>566,400</u>
<u>63</u>	<u>388,300</u>	<u>463,500</u>	<u>515,700</u>	<u>567,300</u>
<u>64</u>	<u>388,800</u>	<u>464,200</u>	<u>516,600</u>	<u>568,200</u>
<u>65</u>	<u>389,100</u>	<u>464,900</u>	<u>517,500</u>	<u>569,100</u>
<u>66</u>		<u>465,600</u>	<u>518,400</u>	
<u>67</u>		<u>466,300</u>	<u>519,300</u>	
<u>68</u>		<u>467,000</u>	<u>520,200</u>	
<u>69</u>		<u>467,500</u>	<u>521,100</u>	
<u>70</u>		<u>468,200</u>	<u>522,000</u>	
<u>71</u>		<u>468,900</u>	<u>522,900</u>	
<u>72</u>		<u>469,600</u>	<u>523,800</u>	
<u>73</u>		<u>470,100</u>	<u>524,600</u>	
<u>74</u>		<u>470,800</u>	<u>525,500</u>	
<u>75</u>		<u>471,500</u>	<u>526,400</u>	
<u>76</u>		<u>472,200</u>	<u>527,300</u>	
<u>77</u>		<u>472,700</u>	<u>528,100</u>	
<u>78</u>		<u>473,300</u>	<u>529,000</u>	
<u>79</u>		<u>473,900</u>	<u>529,900</u>	
<u>80</u>		<u>474,500</u>	<u>530,800</u>	
<u>81</u>		<u>475,100</u>	<u>531,600</u>	
<u>82</u>		<u>475,700</u>	<u>532,500</u>	
<u>83</u>		<u>476,300</u>	<u>533,400</u>	
<u>84</u>		<u>476,900</u>	<u>534,300</u>	
<u>85</u>		<u>477,400</u>	<u>535,100</u>	
<u>86</u>		<u>478,000</u>	<u>536,000</u>	
<u>87</u>		<u>478,600</u>	<u>536,900</u>	
<u>88</u>		<u>479,200</u>	<u>537,800</u>	
<u>89</u>		<u>479,700</u>	<u>538,600</u>	
<u>90</u>		<u>480,300</u>		
<u>91</u>		<u>480,900</u>		
<u>92</u>		<u>481,500</u>		
<u>93</u>		<u>482,000</u>		
<u>94</u>		<u>482,600</u>		
<u>95</u>		<u>483,200</u>		
<u>96</u>		<u>483,800</u>		
<u>97</u>		<u>484,300</u>		

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。
医療職給料表(2)～(3) [略]

那覇市条例第24号

平成23年 4 月28日

公 布 済

那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 <u>ただし、医師である職員の定年は、年齢65年とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第28号

平成23年 4 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 第3章 手当 第1節 [略] 第2節 削除 第3節～第11節 [略] 第4章 [略] 付則 <u>(医療職給料表(2)の適用範囲)</u> 第6条 <u>医療職給料表(2)は、栄養士、理学療法士及び言語聴覚士である職員に適用する。</u> 第2節 削除 第11条 削除	目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略] 第1節 [略] 第2節 <u>初任給調整手当(第11条一第16条の2)</u> 第3節～第11節 [略] 第4章 [略] 付則 <u>(医療職給料表(2)の適用範囲)</u> 第6条 <u>医療職給料表(2)は、次の各号に掲げる職員に適用する。</u> (1) <u>薬事業務に従事する薬剤師</u> (2) <u>狂犬病予防業務に従事する獣医師</u> (3) <u>栄養士</u> (4) <u>診療放射線技師</u> (5) <u>臨床検査技師</u> (6) <u>理学療法士</u> (7) <u>言語聴覚士</u> 第2節 <u>初任給調整手当</u> <u>(職及び職員の範囲)</u> 第11条 <u>条例第14条第1項第2号に規定する職は、医療職給料表(2)の職務の級が2級で、狂犬病予防業務に従事する獣医師の職とする。</u> 2 <u>条例第14条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u> (1) <u>条例第14条第1項第1号に掲げる職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>

第12条 削除

に規定する大学(以下「大学」という。)
卒業の日から37年(医師法(昭和23年
法律第201号)に規定する臨床研修(第
14条において「臨床研修」という。)
を経た場合にあつては39年、昭和43年法
律第47号による改正前の医師法に規
定する実地修練(第14条において「実
地修練」という。)を経た場合にあつて
は38年、市長が指定するものにあつて
はこれらに準ずる期間)内に行われた
もの

(2) 前項の職に採用された職員であつ
て、その採用が、大学卒業の日から4年
(学校教育法に規定する大学院(以下
「大学院」という。)の修士課程を修了
したものにあつては修了の日から4
年、大学院の博士課程にあつては所定
の単位を修得し、かつ、同課程の所定
の期間を経過した日から3年、市長が
指定するものにあつてはこれらに準
ずる期間)内に行われたもの

3 条例第14条第2項の規定により初任給
調整手当を支給される職員は、第16条の
職員のほか、採用以外の方法により次の
各号に掲げる職を占めることとなった
当該各号に定める職員とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる職
前項第1号に規定する職員の要件に準
じて市長が定める要件を満たしてい
る職員

(2) 第1項に掲げる職 前項第2号に規
定する職員の要件に準じて市長が定
める要件を満たしている職員

第12条 初任給調整手当を支給されてい
た期間が通算して35年(前条第3項第2号
の職員にあつては8年)を超えることと
なる職員には、初任給調整手当は支給し
ない。

2 初任給調整手当を支給されている職
員が異動をした場合には、当該異動の日

第14条 削除

から初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第14条 初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあっては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては8年とし、その月額は、職員の区分及び期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第3の2の適用については、当該休職の期間(条例第29条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第3の2に掲げられてい

第15条 削除

ないこととなった職員で特別の事情があると市長が認めた場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

第15条 初任給調整手当を支給されていた職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなった後に再び初任給調整手当を支給される職員となった場合において、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間が第12条に規定する期間から既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を減じた期間を超えることとなる場合(この場合において、その超えることとなる期間を「超過期間」とする。以下この条において同じ。)における前条第1項後段の規定の適用については、「に相当する期間」とあるのは「に相当する期間に超過期間を加えた期間」とする。

第16条 削除

第16条 条例第14条第1項第1号若しくは第11条第1項に掲げる職又は同条第2項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び同項各号に掲げる期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、市長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当に関するその他の事項)

第16条の2 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

(端数計算) 第21条の2 条例第16条第2項の地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第2条、第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項の地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。 (手当の支給日) 第60条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、一の給与期間に係るものをその給与期間の給料の支給日に支給する。 2～4 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(端数計算) 第21条の2 条例第16条第2項又は条例第17条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第2条、<u>条例</u>第26条第3項及び第4項並びに<u>条例</u>第26条の4第3項の地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。 (手当の支給日) 第60条 管理職手当、<u>初任給調整</u>手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、一の給与期間に係るものをその給与期間の給料の支給日に支給する。 2～4 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
療育センター	[略]	
[略] 健康推進課 <u>保健所準備室</u> 特定健診課 [略]	保健師	0.5
[略]		
クリーン推進課	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)</u> に基づく技術管理者に任命された職員 [略]	[略]
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
環境保全課	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく狂犬病予防員に任命された獣医師	3.5
保健所準備室	(1) 診療放射線技師 (2) 臨床検査技師 (3) 精神保健福祉の業務に常時従事することを本務とする保健師 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神保健福祉相談員に任命された職員((3)に掲げる者を除く。) (5) 結核予防業務に常時従事することを本務とする保健師 (6) 衛生監視業務に常時従事することを本務とする衛生監視員に任命された職員	2
	(7) 医師 (8) 感染症対策の業務に常時従事することを本務とする職員 (9) 保健師((3)、(5)及び(8)に掲げる者を除く。)	1.5
環境政策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく環境衛生指導員に任命された職員	1.5

療育センター	[略]	
[略] 健康推進課 特定健診課 [略]	保健師	0.5
[略]		
クリーン推進課	<u>廃掃法</u> に基づく技術管理者に任命された職員	[略]
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)

ア [略]

イ 削除

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,500円

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額	
	第11条第2項第1号及び 同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号及び 同条第3項第2号の職員
	円	円
1年未満	306,000	8,000
1年以上2年未満	306,000	7,000
2年以上3年未満	306,000	6,000
3年以上4年未満	306,000	5,000
4年以上5年未満	306,000	4,000
5年以上6年未満	306,000	3,000
6年以上7年未満	306,000	2,000

7年以上8年未満	306, 000	1, 000
8年以上9年未満	306, 000	
9年以上10年未満	306, 000	
10年以上11年未満	306, 000	
11年以上12年未満	306, 000	
12年以上13年未満	306, 000	
13年以上14年未満	306, 000	
14年以上15年未満	306, 000	
15年以上16年未満	306, 000	
16年以上17年未満	302, 700	
17年以上18年未満	299, 400	
18年以上19年未満	296, 100	
19年以上20年未満	292, 800	
20年以上21年未満	289, 500	
21年以上22年未満	275, 800	
22年以上23年未満	261, 800	
23年以上24年未満	248, 400	
24年以上25年未満	234, 600	
25年以上26年未満	221, 000	
26年以上27年未満	203, 400	
27年以上28年未満	186, 400	
28年以上29年未満	169, 200	
29年以上30年未満	151, 600	
30年以上31年未満	133, 700	
31年以上32年未満	115, 500	
32年以上33年未満	97, 700	
33年以上34年未満	71, 700	
34年以上35年未満	47, 500	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

那覇市規則第29号

平成23年 4 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第7の2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第7の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 4 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア [略]

イ 削除

ウ 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士、理学療法士又は言語聴覚士の職務
2級	<u>困難な業務を行う栄養士、理学療法士又は言語聴覚士の職務</u>
3級	<u>主任栄養士、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務</u>
[略]	

エ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
6級	<u>副参事の職務</u>

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<u>医師の職務</u>
2級	<u>主任医師の職務</u>
3級	<u>課長、副参事その他これらに相当する職の職務</u>
4級	<u>参事監、参事その他これらに相当する職の職務</u>

ウ 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士、 <u>診療放射線技師、臨床検査技師</u> 、理学療法士又は言語聴覚士の職務
2級	1 <u>薬剤師又は獣医師の職務</u> 2 <u>困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務</u>
3級	<u>主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務</u>
[略]	

エ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
6級	<u>課長、副参事その他これらに相当する職の職務</u>

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア [略]

イ 削除

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
栄養士	[略]						
理学療法士	[略]						
[略]							

備考 [略]

エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
医師	大学6卒		<u>6</u>	別に定める	別に定める
		<u>0</u>	<u>6</u>		

備考 この表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数については、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師	大学卒			<u>5</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
			<u>0</u>	<u>5</u>	<u>8</u>		
	短大卒		<u>2.5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
獣医師	大学6卒			<u>2</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
			<u>0</u>	<u>2</u>	<u>5</u>		
	大学4卒			<u>5</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
			<u>0</u>	<u>5</u>	<u>8</u>		
栄養士	[略]						
診療放射線技師	大学卒			<u>5</u>	<u>3</u>	別に定める	別に定める
			<u>0</u>	<u>5</u>	<u>8</u>		

	<u>短大3卒</u>		<u>1</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>
		<u>0</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>9</u>		
<u>臨床検査技師</u>	<u>大学卒</u>			<u>5</u>	<u>3</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>
			<u>0</u>	<u>5</u>	<u>8</u>		
	<u>短大3卒</u>		<u>1</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>
		<u>0</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>9</u>		
<u>理学療法士</u>	[略]						
[略]							

備考 [略]

エ [略]

[改正前 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア [略]

イ 削除

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
栄養士	[略]	
理学療法士	[略]	
[略]		

備考 [略]

エ [略]

[改正後 別記]

別表第6(第11条関係)

初任給基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級25号給
	大学6卒	1級1号給

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表(1)級別資格基準表の備考の規定を準用する。

ウ 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級1号給
獣医師	大学6卒	2級13号給
	大学4卒	2級1号給
栄養士	[略]	

<u>診療放射線技師</u>	<u>大学卒</u>	<u>2級1号給</u>
	<u>短大3卒</u>	<u>1級17号給</u>
<u>臨床検査技師</u>	<u>大学卒</u>	<u>2級1号給</u>
	<u>短大3卒</u>	<u>1級17号給</u>
理学療法士	[略]	
[略]		

備考 [略]

エ [略]

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア [略]

イ

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

<u>昇格した日の前日に 受けていた号給</u>	<u>昇格後の号給</u>		
	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>
<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

<u>17</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>6</u>	<u>10</u>	<u>2</u>
<u>27</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	<u>3</u>
<u>28</u>	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
<u>29</u>	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
<u>30</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
<u>31</u>	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
<u>32</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
<u>33</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
<u>34</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
<u>35</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>11</u>
<u>36</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>12</u>
<u>37</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
<u>38</u>	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
<u>39</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>15</u>
<u>40</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>16</u>
<u>41</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>17</u>
<u>42</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>18</u>
<u>43</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>19</u>
<u>44</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
<u>45</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>21</u>
<u>46</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>22</u>
<u>47</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>23</u>
<u>48</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>24</u>
<u>49</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>25</u>
<u>50</u>	<u>29</u>	<u>34</u>	<u>26</u>
<u>51</u>	<u>29</u>	<u>35</u>	<u>27</u>
<u>52</u>	<u>30</u>	<u>36</u>	<u>28</u>

<u>53</u>	<u>30</u>	<u>37</u>	<u>29</u>
<u>54</u>	<u>30</u>	<u>37</u>	<u>30</u>
<u>55</u>	<u>31</u>	<u>38</u>	<u>31</u>
<u>56</u>	<u>31</u>	<u>38</u>	<u>32</u>
<u>57</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>33</u>
<u>58</u>	<u>32</u>	<u>39</u>	<u>34</u>
<u>59</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>35</u>
<u>60</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>36</u>
<u>61</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>37</u>
<u>62</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>37</u>
<u>63</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>38</u>
<u>64</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>38</u>
<u>65</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>39</u>
<u>66</u>		<u>43</u>	<u>39</u>
<u>67</u>		<u>44</u>	<u>40</u>
<u>68</u>		<u>44</u>	<u>40</u>
<u>69</u>		<u>45</u>	<u>41</u>
<u>70</u>		<u>45</u>	<u>41</u>
<u>71</u>		<u>45</u>	<u>42</u>
<u>72</u>		<u>46</u>	<u>42</u>
<u>73</u>		<u>46</u>	<u>43</u>
<u>74</u>		<u>46</u>	<u>43</u>
<u>75</u>		<u>47</u>	<u>44</u>
<u>76</u>		<u>47</u>	<u>44</u>
<u>77</u>		<u>47</u>	<u>45</u>
<u>78</u>		<u>48</u>	<u>45</u>
<u>79</u>		<u>48</u>	<u>46</u>
<u>80</u>		<u>48</u>	<u>46</u>
<u>81</u>		<u>49</u>	<u>47</u>
<u>82</u>		<u>49</u>	<u>47</u>
<u>83</u>		<u>49</u>	<u>48</u>
<u>84</u>		<u>50</u>	<u>48</u>
<u>85</u>		<u>50</u>	<u>49</u>
<u>86</u>		<u>50</u>	<u>49</u>
<u>87</u>		<u>51</u>	<u>50</u>
<u>88</u>		<u>51</u>	<u>50</u>

<u>89</u>		<u>51</u>	<u>51</u>
<u>90</u>		<u>52</u>	
<u>91</u>		<u>52</u>	
<u>92</u>		<u>52</u>	
<u>93</u>		<u>53</u>	
<u>94</u>		<u>53</u>	
<u>95</u>		<u>54</u>	
<u>96</u>		<u>54</u>	
<u>97</u>		<u>55</u>	

ウ～エ [略]

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア [略]

イ～ウ [略]

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア [略]

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39

16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	48	44	52
29	51	45	53
30	54	46	54
31	57	47	55
32	60	48	56
33	62	49	57
34	64	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	72
43	65	66	74
44	65	68	76
45	65	71	78
46	65	74	80
47	65	77	82
48	65	80	84
49	65	83	86
50	65	86	88
51	65	89	89

52	65	92	89
53	65	94	89
54	65	96	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	

88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ～エ 〔略〕

告 示

那覇市告示第 36 号

平成 23 年 4 月 22 日

掲 示 済

平成 23 年（2011 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 23 年（2011 年）4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 中核市移行に関する要請決議
- 2 委員会への付託陳情
旧首里支所跡地の公園化等について

那覇市告示第 37 号

平成 23 年 4 月 26 日

掲 示 済

集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託期間 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日
- 3 相手方 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫

那覇市告示第 40 号

平成 23 年 5 月 2 日

掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 23 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成 23 年度執行予定建設工事公表リスト
- 2 公表の事項
 - (1) 件名 (2) 予定期間
 - (3) 業種 (4) 概要
 - (5) 入札・契約方法 (6) 時期
- 3 公表の期間
平成 23 年 5 月 2 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 閲覧の場所
都市計画部契約検査課窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

那覇市告示第 57 号

平成 23 年 5 月 16 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者

那覇市西 1 丁目 19 番 7 号

株式会社沖縄債権回収サービス

代表取締役 平良 孝夫

委託期間

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

那覇市告示第 58 号

平成 23 年 5 月 16 日

平成 23 年(2011 年) 4 月那覇市議会臨時会で議決された平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 23 年度那覇市の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,388 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 124,156,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		4,412,063	6,388	4,418,451
	2 基金繰入金	4,409,227	6,388	4,415,615
歳 入	合 計	124,150,000	6,388	124,156,388

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,971,354	6,388	11,977,742
	1 総務管理費	9,866,275	6,388	9,872,663
歳 出	合 計	124,150,000	6,388	124,156,388

公 告

那覇市公告第 13 号

平成 23 年 4 月 22 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 15 号

平成 23 年 4 月 27 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・2・4号 那覇内環状線

都市計画の種類：那覇広域都市計画公園

都市計画の名称：5・5・那4号 漫湖公園

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那 覇 市 公 告 第 1 6 号

平 成 2 3 年 4 月 2 8 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第7号

平 成 2 3 年 4 月 1 4 日

施 行 済

那覇市消防水利規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 前原 常雄

那覇市消防水利規程の訓令一部改正

那覇市消防水利規程（平成23年1月18日消防本部訓令 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第10号様式 別記] [第11号様式 別記]	[第10号様式 別記] [第11号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正表後に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月14日から施行する。

[改正前 別記]

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

(平成 年 月 日)

署所名		調査時間	時 分 ~ 時 分		
隊長名	印	調査人数	人	車両名	号車
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		
番号	東・西 ページ 番 号	番号	東・西 ページ 番 号		
状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()	状況	車道・歩道 / 単・双 φ 良好 ・ 不良 ()		
標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無	標識	有 (車道・歩道・その他) ・ 無		

[改正後 別記]

第10号様式(第8条関係)

消火栓水利調査報告書

調査年月日 平成 年 月 日

署所名		調査員名	
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐
標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:	標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐
標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:	標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐
標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:	標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:
番 号	号	番 号	号
住 所		住 所	
道 路	国道・県道・市道・私道 (線)	道 路	国道・県道・市道・私道 (線)
設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐	設 置 状 況	車道・歩道 / 単・双 / ☐
標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:	標 識	有 (車道・歩道・電柱・その他)・無 状況:

[改正前 別記]

第11号様式(第9条関係)

消防水利取水量報告書

(平成 年 月)

署所名				報告期間	月 日 ～ 月 日			
月 日		使用水利	水利番号	ノズル口径	ノズル圧	放水時間	放水量	使用理由
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓 防火水そう	東・西 ページ 番 号	mm	MPa	分	m ³	

放水量は、小数点3位以下は四捨五入し、2位までを記入する。

使用理由は、火災（建物・林野・船舶・航空機・その他）又は訓練・給水・その他を記入する。

[改正後 別記]

第11号様式(第9条関係)

消防水利取水量報告書

(平成 年 月)

署所名				報告期間	月 日 ～ 月 日			
月 日		使用水利	水利番号	ノズル口径	ノズル圧	放水時間	放水量	使用理由
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
		消火栓	H 号					
		防火水そう	C 号	mm	MPa	分	m ³	
合 計		消火栓						
		防火水そう				分	m ³	

放水量は、小数点 3 位以下は四捨五入し、2 位までを記入する。

使用理由は、火災（建物・林野・船舶・航空機・その他）又は訓練・給水・その他を記入する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 号

平 成 2 3 年 4 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 438 号
指定工事店名	株式会社 丸善組
営業所所在地	うるま市石川赤崎一丁目 5 番 12 号
代表者名	伊波 興正
有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 3 号

平 成 2 3 年 4 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 115 号
指定工事店名	株式会社 金吉設備工業
営業所所在地	那覇市田原四丁目 5 番 2 号
代表者名	具志 清
指定の有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

異動年月日 平成 23 年 4 月 13 日
異動事由 営業所所在地の変更

指定（登録）番号 第 120 号
指定工事店名 株式会社 和高建設工業
営業所所在地 那覇市田原四丁目 5 番 2 号
代表者名 具志 清
指定の有効期間 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日 平成 23 年 4 月 13 日
異動事由 営業所所在地の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 5 号
平 成 2 3 年 4 月 2 8 日
公 布 済

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立図書館条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
館	開館時間	館	開館時間
[略]		[略]	
久茂地図書館 首里図書館	[略]	首里図書館 牧志駅前ほしぞら図書館	[略]
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
館	定期休館日	館	定期休館日
[略]		[略]	
久茂地図書館 首里図書館 繁多川図書館	[略]	首里図書館 繁多川図書館 牧志駅前ほしぞら図書館	[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

この規則は、那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第35号)の施行の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第6号

平成23年4月28日

公 布 済

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 城 間 勝

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用許可の変更等) 第6条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の前日までに那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書に利用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が<u>特に必要がある</u>と認めるときは、この限りでない。 2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、<u>那覇市公民館利用許可変更(取消)決定通知書</u>を交付するものとする。 (使用料の還付) 第8条 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用が<u>できなかつた</u>場合 利用できない期間に係る額 (2) [略] 2 [略] 3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、<u>適当と認める</u>ときは、那覇市公民館使用料還付通知書を交付するものとする。 (使用料の減免) 第9条 [略] 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、那覇市公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が<u>必要でないと認めた</u>ときは、この限りでない。	(利用許可の変更等) 第6条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の前日までに那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書に利用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が<u>認める場合</u>は、この限りでない。 2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、<u>那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書</u>を交付するものとする。 (使用料の還付) 第8条 [略] (1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用が<u>できなくなつた</u>場合 利用できない期間に係る額 (2) [略] 2 [略] 3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、那覇市公民館使用料還付通知書を交付するものとする。 (使用料の減免) 第9条 [略] 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、那覇市公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が<u>認める場合</u>は、この限りでない。

3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、那覇市公民館使用料減免決定通知書を交付するものとする。

3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、那覇市公民館使用料減免通知書を交付するものとする。

(観覧料の納付)

第10条 条例第9条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第11条 条例第9条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由により観覧ができなくなった場合 全額

(2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書により教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書を交付するものとする。

(観覧料の減免)

第12条 条例第10条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する行事において参加者が観覧する場合

(2) 本市内に住所を有する小学校の児童が観覧する場合

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の小学校に在籍している児童及び中学校に在籍している生徒が、教育課程に基づく学習活

動のために観覧する場合

- (4) 学校教育法の規定による本市内の幼稚園、小学校及び中学校の教職員等が、教育課程に基づく学習活動のために幼児、児童及び生徒を引率して観覧する場合
- (5) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合
- (6) 特別支援学校の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及び当該施設の職員等が児童を引率して観覧する場合
- (8) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (9) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (11) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (13) その他教育長が必要と認める場

第10条～第14条 [略]	<u>合</u> <u>2 条例第10条の規定に基づき、本市内に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合は、観覧料の2分の1の額を免除する。この場合において、免除額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u> <u>3 前2項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。</u> <u>4 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免通知書を交付するものとする。</u> 第13条～第17条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この規則は、那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第38号)の施行の日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平 成 2 3 年 5 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 23 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平 成 2 3 年 5 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 23 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
 那覇市選挙管理委員会事務局